

令和元年度

第 11 回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和 2 年 2 月 13 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

## 第11回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年2月13日(木) 午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時34分

閉会 午後2時15分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	10番	高橋 伸太郎
2番	宮原 正明	11番	姉崎 与志弘
3番	高橋 郁夫	12番	川崎 秀悦
4番	杳澤 弥	13番	加藤 エリ子
5番	伊藤 秀郎	14番	高橋 忠雄
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉 (会長職務代理者)
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣 (会長)

2) 欠席した委員

15番 佐藤 栄子

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席  
(午後1時34分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

## 5) 会議の提出案件

### 1. 会務報告

### 2. 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請取下げ申請

### 3. 議 案

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第51号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による  
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号 非農地証明願いについて

議案第54号 令和2年度湯沢市農業委員会事業計画(案)について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 1 時 34 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、15 番 佐藤 栄子 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、14 番 高橋 忠雄 委員、16 番 瀬川 等 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 3 件、議案 7 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 7 件、面積 26,489 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号第 74 号、75 号は第三者に所有権移転するため、整理番号第 76 号は相手方、貸人の要望のため、整理番号第 77 号は貸人の都合によるため、整理番号第 78 号は第三者に利用権設定するため、整理番号第 79 号は耕作不便のため、整理番号第 80 号は高齢化のためとなっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は 3 件、面積 52,593 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号第 12 号は第三者に所有権移転するため、整理番号第 13 号は第三者に利用権設定するため、整理番号第 14 号は貸人の都合によるためとなっております。</p> <p>議案書 3 ページをご覧ください。3 申請取下げ（利用集積計画の一部取消し）申請が 1 件、利用権設定整理番号第 360 号、面積 13,749 m<sup>2</sup>であります。取下げ理由は、貸人の都合によるためとなっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p>

議 長	<p>議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 2 年 2 月 13 日提出。</p> <p>議案書 5 ページと 6 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 2 件、面積 52,552.08 m<sup>2</sup>であります。申請事由は申請番号第 7 号、8 号ともに経営譲受であります。</p> <p>次に議案書 7 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 1 件、面積 3,886 m<sup>2</sup>であります。申請事由は経営拡張、賃料は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 8 ページをご覧ください。所有権移転は 3 件、面積 1,558 m<sup>2</sup>であります。申請事由は申請番号第 41 号と 43 号は経営拡張、売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号第 42 号は贈与であります。</p> <p>次に議案書 9 ページをご覧ください。賃貸借権移転は 2 件、面積 502 m<sup>2</sup>であります。申請事由は申請番号第 1 号、2 号ともに経営譲受、所有者については総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>

	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 48 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 2 月 13 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 11 ページから 12 ページの利用権設定整理番号第 522 号から 526 号は 2 番 宮原 正明 委員、議案書 12 ページの利用権設定整理番号第 527 号は 9 番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用権設定整理番号第 522 号から 526 号を審議しますので、2 番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(2 番 宮原 正明 委員、退席) (午後 1 時 46 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>

議 長	佐藤班長。  (農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 522 号から 526 号について、朗読説明)
佐藤班長	議案書 11 ページから 12 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 522 号から 526 号は、面積 31,972 m <sup>2</sup> であります。賃貸借権の新規設定が 1 件、再設定が 3 件、使用貸借権の再設定が 1 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。  (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定整理番号第 522 号から 526 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。  (2 番 宮原 正明 委員、着席) (午後 1 時 47 分)
議 長	次に利用権設定整理番号第 527 号を審議しますので、9 番 高橋 敬悦委員の退席をお願い致します。  (9 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後 1 時 48 分)
議 長	事務局より説明をお願い致します。



議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 527 号について、朗読説明)</p>
議 長	<p>議案書 12 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 527 号は、面積 2,962 m<sup>2</sup>であります。賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 527 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 1 時 49 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 49 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
議 長	<p>(議案第 49 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p>

佐藤班長	<p>議案書 12 ページから 18 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 23 件、面積 118,991 m<sup>2</sup>であります。新規の設定が 14 件、再設定は 9 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 1 件、面積は 936 m<sup>2</sup>で、再設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 49 号議事参与制限以外の利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 49 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案書 19 ページをご覧ください。所有権移転は 1 件、面積は 1,014 m<sup>2</sup>であります。申請事由は経営拡張であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 49 号の所有権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>続きまして、利用権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 49 号農業経営基盤強化促進法の利用権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 20 ページから 22 ページをご覧ください。利用権移転は 10 件、面積は 48,472.45 m<sup>2</sup>であります。申請事由は経営を主宰するであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 49 号の利用権移転は計画のとおり決定することと致</p>

します。

次に、議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 51 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。

（佐藤班長、挙手）

議 長

佐藤班長

（議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第 51 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明）

佐藤班長

議案第 50 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 2 月 13 日提出。議案第 51 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和 2 年 2 月 13 日提出。

議案書 25 ページご覧ください。利用集積計画は 2 件、面積は 8,890 m<sup>2</sup> となっております。貸付理由は経営縮小が 2 件となっております。次に配分計画案は 2 件、すべて経営拡張による借り受けとなっております。すべての集積計画及び配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定公告は令和 2 年 3 月 27 日となっております。説明は以上です。

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画と配分計画案について、何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。次に、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。次に、議案第 52 号「農地法 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和 2 年 2 月 13 日提出。</p> <p>議案書 27 ページ、議案付属資料は 9 ページから 19 ページをご覧ください</p>

さい。5条賃貸借権設定申請番号4号の申請地は、字上荻生田68、69、70、71、地目は田、面積6,215㎡、陸砂利を採取するための一時転用であります。申請地は、湯沢市役所から南西へ約2.7km、市立山田中学校から南東へ約0.8kmのイオンショッピングセンターの南側に位置し、東、西、南側は水路、北側は田に接しております。農地区分は、農用地区域内農地であります。事業計画は、深さ6m、6,215㎡を掘削し、陸砂利28,080㎥を採取するとなっております。事業費は用地借上経費1,243,000円、造成・整地費2,290,000円、施設・建物建設経費200,000円、測量・登記経費100,000円、その他搬入経費16,167,000円、合計20,000,000円で、すべて自己資金となっております。残高証明書により確認しております。被害防除計画は、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。この他、建設課に採取計画認可申請を行い、土地改良区からは管理施設使用許可を得ております。また、すでに許可している【指令湯農委-30608】【指令湯農委-501601】については、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでおります。許可判断として、農業振興地域整備計画の達成には影響もなく、施行令第11条第1項第1号に該当すると考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、4番 沓澤 弥 委員から報告願います。

(4番 沓澤 弥 委員、挙手)

議長

4番 沓澤 弥 委員。

4番

議案第52号の現地確認について報告いたします。

1月28日、5番 伊藤 秀郎 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をしてまいりました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、一時転

<p>議 長</p>	<p>用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p> <p>議案第 52 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第 52 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 52 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第 53 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p> <p>佐藤班長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第 53 号「非農地証明願いについて」、朗読説明)</p> <p>議案第 53 号「非農地証明願いについて」農地法第 4 条及び同法第 5 条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第 2 条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和 2 年 2 月 13 日提出。</p> <p>議案書 29 ページ、議案付属資料は 20 ページから 23 ページをご覧ください。申請地は、川連町字南沢 1、地目は畑、面積 429 m<sup>2</sup>であります。土地の状況は、約 50 年前頃から農地法の許可が必要なことを知らずに山林として使用していたものです。説明は以上です。</p>

議 長	<p>ここで、現地確認結果について、3番 高橋 郁夫 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>( 3番 高橋 郁夫 委員、挙手)</p>
3 番	<p>3番 高橋 郁夫 委員。</p> <p>議案第 53 号の現地確認について報告いたします。</p> <p>12月 26 日、2番 宮原 正明 委員と私の 2 名、事務局 2 名とで現地確認をしてまいりました。</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたように、申請地は周辺山林と一体化しており、雑木が茂っている状態であることから、農地の利用は不可能と判断しました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 53 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 53 号について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 53 号「非農地証明願いについて」は、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第 54 号「令和 2 年度農業委員会事業計画 (案) について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長</p> <p>(議案第 54 号「令和 2 年度農業委員会事業計画 (案) について」、朗読</p>





<p>佐藤班長</p>	<p>説明)</p> <p>議案第 54 号「令和 2 年度農業委員会事業計画（案）について」令和 2 年度農業委員会事業計画（案）を別紙のとおり定めることについて、同意を要す。令和 2 年 2 月 13 日提出。</p> <p>議案書 32 ページと 33 ページをご覧ください。基本方針については、人・農地プランの実質化に向け、農業委員会が地域の話し合いの中心的な役割を担うことが求められていることから、その内容を加えた基本方針としております。</p> <p>1 会議等の開催であります、(1) から (5) の会議を記載されている月に開催することとしております。</p> <p>2 研修事業の実施についてであります、開催日程の通知があったもの以外は今年度同様として計画しております。</p> <p>3 担い手への農地利用集積・集約化については、3 年間行われた 1・2・3 運動の農家意向調査が終了したことから、農家意向調査の実施を削除しております。</p> <p>4 遊休農地の発生防止・解消から 7 情報提供の推進までは今年度と比べて計画の変更はございません。それぞれの時期に合わせて事業の実施等、事業計画を進めていくこととしております。</p> <p>8 地域活動の推進においては、基本方針に基づき (1) を人・農地プランの話し合いへの積極的な参加と変更しております。</p> <p>次に、34 ページをご覧ください。先ほど説明しました事業計画に沿った月別計画書となっております。総会日程は土日、祭日を避けて、ほぼ例年同様の日程で開催を予定しておりますが、7 月総会においては、県内市町村農業委員会の改選の関係から、常設審議委員会が早まるため、開催日程が早まっております。また、本市も改選となりますので、8 月に初総会の開催を加えております。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。事業計画の案につい</p>

議 長	<p>て、同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 54 号「令和 2 年度農業委員会事業計画（案）について」は、同意することと致します。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後 2 時 15 分終了)</p>
-----	--

湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ない  
ことを認め署名押印する。

令和 2 年 2 月 13 日

議 長 半田好廣 

署名委員 14 番 高橋忠雄 

署名委員 16 番 瀬川等 